

火災またはこれらによる津波を 補償しません。

火災保険では、地震・噴火またはこれらによる津波による火災損害（地震等により延焼・拡大した損害を含みます）は補償されません！

地震保険のご加入にあたって

地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険は火災保険とあわせてご契約いただきますが、お客さまがご希望されない場合は、地震保険をご契約いただかないことも可能です。ただし、この場合には地震等による損壊等の損害だけでなく、地震等による火災損害についても火災保険だけでは保険金をお支払いしません（地震火災費用保険金は、お支払いの対象となる場合があります。詳細は、火災保険のパンフレット等をご参照ください）。

※地震保険をご希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認欄」をお確かめのうえ署名（または押印）してください。

なお、火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、火災保険の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくことができます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

※地震保険の補償は、ご契約いただいた地震保険の保険期間初日の午後4時^(注)に始まり、保険期間末日の午後4時に終了します。

(注) ご契約時に午後4時以外の開始時刻を指定することも可能です。なお、火災保険と同時にご契約いただく場合は、火災保険と同一の開始時刻となります。

■地震保険の保険の対象

- ① 居住用の建物（住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。）
- ② 家財（居住用の建物に収容されている場合に限り。ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等は除かれます。）

※地震保険の保険の対象は火災保険で保険の対象となっているものに限ります。火災保険の保険の対象が上記①および②である場合、地震保険の保険の対象として①または②のいずれかのみを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。

■地震保険の保険金額

建物、家財ごとに火災保険の保険金額の30%～50%に相当する額の範囲内で、地震保険の保険金額をお決めください。ただし、同一の建物や家財について加入された他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。

※マンション等の区分所有建物の場合、各区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯ごとにこの限度額を適用することができます。

【警戒宣言が発令された場合のご契約について】

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約（地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。）はお引受できませんのでご注意ください。

地震保険の割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物（以下「対象建物」といいます。）が下表①～④のいずれかに該当し、確認資料^(注1)をご提出いただいた場合、地震保険に割引を適用します^{(注2)(注3)}。

(注1) 確認資料とは、下表の「確認資料」に記載の書類またはいずれかの割引の適用が確認できる保険証券等（写）をいいます。

(注2) 下記①～④の条件を複数満たす場合であっても、割引はいずれか1つのみの適用となります。

(注3) この割引は、保険期間のうち確認資料をご提出いただいた日以降の期間について適用されます。

割引の種類	割引率	適用条件	確認資料
① 免震建築物割引	50%	対象建物が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（品確法）に規定された免震建築物である場合	以下のいずれか ・品確法に基づく「建設住宅性能評価書」（写）、「設計住宅性能評価書」（写）または「現況検査・評価書」（写） ^{*1} ・耐震性能評価書（写）（耐震等級割引の場合に限り。） ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写） ^{*2} または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写） ^{*2} ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写） ^{*2} ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写） ^{*2} ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写） ^{*3} および②「設計内容説明書」など「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる書類（写） ^{*2} ※1 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）を含みます。 ※2 以下に該当する場合には、耐震等級割引（30%）が適用されます。 ・「適合証明書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」または「住宅性能証明書」において、書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるもの、耐震等級を1つに特定できない場合 ・「技術的審査適合証」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合 ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合 ※3 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。
② 耐震等級割引	耐震等級3 50% 耐震等級2 30% 耐震等級1 10%	対象建物が品確法または「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」（評価指針）に定められた耐震等級を有している場合	以下のいずれか ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書（写） ・建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号に適合している」旨の文言が記載された書類（写）
③ 耐震診断割引	10%	対象建物が地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす場合	以下のいずれか ・「建物登記簿謄本」（写）、「建物登記簿権利証」（写）、「建築確認書」（写）等の対象建物の新築年月等が確認できる公的機関等（国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関など）が発行する書類（写）および公的機関等に対して届け出た書類（写）（公的機関等の受領印または処理印が確認できるものに限り。） ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書（写）
④ 建築年割引	10%	対象建物が昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	以下のいずれか ・「建物登記簿謄本」（写）、「建物登記簿権利証」（写）、「建築確認書」（写）等の対象建物の新築年月等が確認できる公的機関等（国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関など）が発行する書類（写）および公的機関等に対して届け出た書類（写）（公的機関等の受領印または処理印が確認できるものに限り。） ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書（写）